# 第76号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

#### 第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成19年 6月22日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、名古屋市立小・中学校に在籍する外国人に係る国籍別児童・生徒数及び区別の国籍別児童・生徒数が分かるもの(以下「本件請求文書①」という。)並びに平成18年度及び平成19年度に名古屋市立小・中学校に在籍する外国人のうち外国人登録のない児童・生徒数が分かるもの(以下「本件請求文書②」という。)の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。
- 2 同年 7月 6日、実施機関は、本件請求文書②のうち平成18年度に名古屋市立小・中学校に在籍する外国人のうち外国人登録のない児童・生徒数が分かるものの公開請求に対して、平成18年 6月26日付けで在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会から提出された公開質問状に関して、平成18年 6月28日付け教育長あて市民経済局長名通知に基づいて作成した回答のうち、外国人の入学に関し、外国人登録がなく小・中学校に在籍している児童・生徒数について回答した部分を特定し、公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 平成19年7月6日、実施機関は、本件請求文書①及び本件請求文書②のうち平成19年度に名古屋市立小・中学校に在籍する外国人のうち外国人登録のない児童・生徒数が分かるもの(以下これらを「本件対象文書」という。)の公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定(以下「本件処分」という。)を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 4 同年 8月24日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

## 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 公開質問状が出されたら作成すると自ら言うように、情報はありながら直接的に該当する文書がないという理由のみで情報を公開又は提供しないというのは、情報を公開又は提供しないための全く違法、不法な対応である。
- (2) 情報を求める手段によって非公開となったり、公開又は提供となったり することは、明らかに情報公開の趣旨に反し、違法、不当なものである。
- (3) 実施機関は、弁明意見書において、「行政文書公開請求があれば、同文書を公開することができる旨、情報提供を行っている。」と述べているが、仮に審査請求をしなければこのような対応があったのかは不明である。また、後になって公開することができる旨の情報提供を行ったことは、後の対応をもって当初の決定を正当化するものであり、審査請求の制度そのものの存在意義をも失わせることになる。問われるのは当初の決定である。

### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 平成18年度の統計に係る資料は、平成18年 6月28日付け教育長あて市民経済局長名通知により、団体広聴を行う上で必要な資料として作成依頼があったことを受けて、実施機関がこれに回答するために事務上必要であったことから作成したものである。

なお、依頼がなければこのような統計資料を作成することはなく、平成19 年度の統計に係る資料については、本件公開請求が行われた時点において、 平成18年度と同様の作成依頼は受けていなかったことから、作成していない。

2 条例に基づく行政文書公開の制度については、実施機関が保有する文書に ついて求められた公開請求に対応し、行われるべきであり、保有していない 行政文書の作成義務を負うものではない。

- 3 情報提供しなかったことについては、学校基本調査の結果が確定、公表されておらず、正確な数値が確定していなかったことから、情報提供を行える 状況ではなかったものである。
- 4 平成19年 7月23日付け教育長あて市民経済局長名通知(以下「市民経済局長通知」という。)により、平成19年度の統計に係る資料の作成依頼があり、本件審査請求の対象となる行政文書を作成したことから、同年 9月20日、審査請求人に対し、本件審査請求の対象となる行政文書を作成し、保有していること及び行政文書公開請求があれば、同文書を公開することができる旨の情報提供を行っている。

## 第 5 審査会の判断

1 争点

本件公開請求時に、本件対象文書が存在したか否かが争点となっている。

- 2 本件対象文書について
  - (1) 当審査会の調査によると、本件対象文書について、次の事実が認められる。
    - ア 審査請求人が公開を求めているものは、名古屋市立小・中学校に在籍 する外国人に係る平成19年度の国籍別児童・生徒数及び区別の国籍別児 童・生徒数並びに平成19年度に名古屋市立小・中学校に在籍する外国人 のうち外国人登録のない児童・生徒数が分かるものである。
    - イ 本件公開請求時において、実施機関が保有していた行政文書は、外国 人児童・生徒一人ひとりについての氏名、住所、国籍等が記載された就 学個票及び外国人児童・生徒の人数を記録した学校基本調査の調査票で ある。
    - ウ 就学個票は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第1条で学齢児童及び学齢生徒について編製が義務付けられている学齢簿に準じて、外国人の学齢簿に相当するものとして作成されているものである。ただし、就学を取り止める旨の手続をせずに帰国した等の理由により、就学個票に掲載されている者であっても、実際には在籍していない可能性がある。

- エ 学校基本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく調査で、学校の名称、種別及び所在地を始め、教員及び職員の数、児童又は生徒の在籍状況及び出席状況等の学校に関する基本事項を調査するものである。外国人児童・生徒についても、人数等の在籍状況を把握しているが、国籍に関する情報は含まれていない。
- オ 就学個票から抽出した国籍別の人数と学校基本調査の調査票から得られる人数を照合することにより、外国人児童・生徒の国籍別人数を算出することができるが、学校基本調査は、愛知県が平成19年7月27日に調査結果を公表する段階で正確な数値として確定するものであることから、本件公開請求時には、正確な人数を算出することはできなかった。
- (2) 上記 (1)の事実から、審査請求人は、実施機関が情報を保有しているにもかかわらず、公開又は提供しなかったと主張しているが、本件公開請求の時点で、実施機関が保有していた行政文書はデータとして不正確であって、本件対象文書とはなり得なかったものと認められる。
- (3) なお、実施機関は、弁明意見書において、平成19年 9月20日、本件対象 文書を作成し、保有している旨の情報提供を行ったと述べているが、本件 対象文書に関しては、在日朝鮮人生徒の教育を考える会から平成19年 7月 17日付けで提出された「外国人(主として在日韓国・朝鮮人)の人権についての公開質問状」に対し、実施機関が、市民経済局長通知に基づいて作成した「在日朝鮮人生徒の教育を考える懇談会からの公開質問状について」(同年 8月 8日付け決裁)で回答したもののうち、市内小・中学校に在籍する外国人児童・生徒の区毎の国籍別在籍数(小・中別)及び市全体の国籍別在籍数(小・中別)並びに外国人の入学に関して外国人登録がなく小・中学校に在籍している児童・生徒数について回答した部分(以下「本件回答」という。)がこれに該当する。

これは、就学個票から抽出した同年 5月 1日現在の国籍別の人数の情報 を、同年 7月27日に愛知県が公表した学校基本調査の情報と照合したり、 場合によっては学校に数字が正しいかどうかを照会したりすることにより、 学校別の外国人児童・生徒の国籍別人数を算出し、作成されたものである。 本件回答は、市民経済局長通知に基づき作成され、同年 8月 8日付けで

回答されたものであることから、本件公開請求時には作成されていなかったものと認められる。

(4) 以上のことから、本件公開請求時には、本件対象文書は存在しなかったと認められる。

## 3 審査会の要望

当審査会は、本件対象文書が、本件公開請求時に作成されていなかった経緯は認められるものの、本件請求に係る情報は、本来作成、保有することが望ましいと考える。市民経済局長からの作成依頼がなかったとしても、市民に積極的に情報提供していくよう努めることを要望するものである。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 9月 3日	諮問書の受理
9月10日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月15日	実施機関の弁明意見書を受理
10月19日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付
	併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意
	見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申
	出書を提出するよう通知
11月 6日	審査請求人の反論意見書を受理
平成20年 8月12日	調査審議
(第 93回審査会)	実施機関の意見を聴取
9月 9日	調査審議
(第 94回審査会)	
平成21年 7月14日	調査審議
(第103回審査会)	
8月 5日	答申